令和２年度第１回富山市農業委員会総会（月次）議事録

１．日　　時　　令和２年４月７日（火）
　　　　　　　　午後２時００分～午後３時０２分

２．場　　所　　富山市役所　東館８階　大会議室

３．出席委員　　２３人

会　　長	２３番	才木　隆雄			
会長代理	２４番	宮田　好一		１４番	島田　一郎
委　　員	１番	大場　忠勝		２番	大橋　芳信
	３番	大浦　清貴		４番	山﨑　　巖
	５番	若林　勉		６番	福山　英則
	７番	仲田　茂男		８番	北森　正誠
	９番	菊　　正士		１０番	渡辺　正志
	１１番	金田　修一		１２番	金木　洋子
	１３番	髙瀬　昌弘		１５番	熊本　孝信
	１６番	中島　潔		１７番	茶木　俊一
	１８番	五十嵐英夫		２０番	中井　義則
	２１番	奥野　健一		２２番	高瀬　豊信

４．欠席委員　　なし

５．議　　題　　議案第１号　　農地法第３条の規定による許可申請について
　　　　　　　　議案第２号　　農地法第４条第１項及び第５条第１項の規定による許可申請について
　　　　　　　　議案第３号　　農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定による農用地利用集積計画の決定について
　　　　　　　　議案第４号　　非農地証明書の交付について

　　　　　　　　報告事項第１号　農地法第３条の３第１項の規定による受理について
　　　　　　　　報告事項第２号　農地法第４条第１項第８号及び第５条第１項第７号の規定による受理について
　　　　　　　　報告事項第３号　農地法第１８条第６項の規定による通知について
　　　　　　　　報告事項第４号　農地法第５条第１項の規定による許可申請の取下げについて
　　　　　　　　報告事項第５号　農地利用状況調査の結果及び遊休農地について

議　　　事

事　務　局　　本日の月次総会につきましては、出席委員数は２３名でございます。

「農業委員会等に関する法律第２７条第３項」の規定による開催要件、在任委員数２３名の過半数に達していることから、本総会が成立していることをご報告いたします。

会　　　長　　それでは、ただ今より令和２年度第１回富山市農業委員会月次総会を開催します。

本日は、議案４件、報告事項５件がございます。

本日の議事録署名委員を私より指名してよろしいでしょうか。

（委員一同　異議なし）

会　　　長　　それでは、私の方から指名させていただきます。１４番島田委員、１５番熊本委員、両委員にお願いしたいと思います。

会　　　長　　それでは、議案の審議に入ります。

議案第１号農地法第３条の規定による許可申請について、事務局から説明をお願いします。

事　務　局　　議案第１号農地法第３条の規定による許可申請について、ご説明いたします。議案書は１ページから４ページまでです。

今回の申請件数は１３件で、申請面積は２７，０２０．００㎡です。

許可基準についてですが、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域調和要件について、申請書類においては、各要件を満たしています。

申請理由及び権利の種類についてご説明します。２ページをご覧ください。

１番は、労働力不足により、所有権を移転するものです。

２番は、母から子への贈与により、所有権を移転するものです。

３番は、母から子への贈与により、所有権を移転するものです。

４番から６番は申請農地が同一で、共有者ごとの申請となっております、すべて相手方の要望により、所有権を移転するものです。

７番は、相手方の要望により、所有権を移転するものです。
８番は、労働力不足により、所有権を移転するものです。
９番は、労働力不足により、所有権を移転するものです。
１０番は、労働力不足により、所有権を移転するものです。
１１番は、経営の縮小により、所有権を移転するものです。
１２番は、相手方の要望により、所有権を移転するものです。
１３番は、労働力不足により、所有権を移転するものです。

会　　　長　　現地確認について、報告をお願いします。

（各担当委員から問題ない旨の報告あり）

会　　　長　　それでは、ただ今、説明及び報告がありました許可申請について、ご意見、ご質問等があれば承りたいと思います。

会　　　長　　特にご意見、ご質問等がないようですので、申請どおり許可することにご異議ありませんか。

（異議なしとの発言あり）

会　　　長　　異議なしとのことでありますので、議案第１号農地法第３条の規定による許可申請については、申請どおり「許可」することといたします

会　　　長　　続きまして、議案第２号農地法第４条第１項及び第５条第１項の規定による許可申請について、事務局から説明をお願いします。

事　務　局　　議案第２号農地法第４条第１項及び第５条第１項の規定による許可申請について、ご説明いたします。議案書は５ページから１２ページまでです。なお、今回は、４条申請３件、５条申請１７件で、面積は合計２５，９７９．００㎡です。申請内容について、ご説明いたします。「位置図及び許可基準」を併せてご覧ください。

６ページの４条申請１番は農家住宅の拡張であります。宅地内の一番奥にある保存樹木の手入れのため、大型車を通行させる通路を広げるとともに、現在農協に預けている大型の農機具を収納するための格納庫を建築する計画であります。申請地は、１０ヘクタール以上の農地の集団規模に属する農地で特に良好な営農条件を備えております第１種農地で、許可の基準は「集落接続」を適用しております。

２番は、一般住宅を建築する計画であります。企業団地内に申請者が経営する会社があり、緊急事態の対応で出社することもあるため、現在の住宅よりもより近い場所にある申請地を選定したものであります。申請地は、１０ヘクタールに満たない農地の集団に属する農地で、住宅が連たんしている区域に近接し、市街地化が見込まれる第２種農地で、許可基準は「集落接続」を適用しています。

３番は、共同住宅の建築及び共同住宅の駐車場を整備する計画であります。生活に必要な施設にアクセスが良好で、共同住宅の需要があること、また申請者の住宅に近接する場所であり、不動産のメンテナンス等も容易に実施できる立地条件であることから申請地を選定したものであります。申請地は、１０ヘクタール以上の農地の集団規模に属する農地で、特に良好な営農条件を備えております第１種農地で、許可基準は「集落接続」を適用しております。

５条申請２番は、砂利採取業者が一時転用による陸砂利採取の計画であります。申請地は、農業振興地域の農用地区域内ですが、砂利採取業者が砂利の採取後直ちに採取跡地の埋め戻し等の処理を行うことが担保されており、その復元に関する計画が当該農地及び周辺の農地の農業上の効率的な利用を確保する観点から適当であると認められ、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められるものであることから、一時的な利用として許可基準に合致しているものと考えております。

３番は、砂利採取業者が一時転用による陸砂利採取の計画であります。申請地は、農業振興地域の農用地区域内ですが、砂利採取業者が砂利の採取後直ちに採取跡地の埋め戻し等の処理を行うことが担保されており、その復元に関する計画が当該農地及び周辺の農地の農業上の効率的な利用を確保する観点から適当であると認められ、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められるものであることから、一時的な利用として許可基準に合致しているものと考えております。

４番は、駐車場を整備する計画であります。現在の運送車用の駐車場は借地であり、返還しなければならないため、借地から近い場所で、宅地と一体で利用できる申請地を選定されたものです。申請地は、１０ヘクタール以上の農地の集団規模に属する農地で、特に良好な営農条件を備えております第１種農地で、許可基準は「隣接する土地との一体利用」を適用しております。

６番は、駐車場を整備する計画であります。自動車整備業の事業が順調に推移しており、引き受け車両の増加に伴い必要となる

駐車場を既存地の隣接地で計画するものです。申請地は１０ヘクタール以上の一団の農地の区域内にあり、市街化調整区域内にある特に良好な営農条件を備えている甲種農地ですが、許可基準は、「既存地拡張」を適用しております。

７番は、分家住宅を建築する計画であります。実家との相互扶助のため、可能な限り実家に近い申請地を選定したものであります。なお、申請地は一部盛土し、資材置場として使用していたことから始末書の添付がございます。申請地より半径５００ｍの範囲の中に保育所、小学校があり、接道する道路には上下水道管が敷設されていることから、農地種別は第３種農地となり、「原則許可」案件となります。

８番は、農家分家住宅を建築する計画であります。実家の農業を継ぐべくまた実家との相互扶助のため、可能な限り実家に近い申請地を選定したものであります。申請地は、１０ヘクタール以上の農地の集団規模に属する農地で、特に良好な営農条件を備えております第１種農地で、許可の基準は「集落接続」を適用しております。

９番は、一般住宅を建築する計画であります。実家との相互扶助のため、可能な限り実家に近い申請地を選定したものであります。申請地は、１０ヘクタールに満たない農地の集団に属する農地で、住宅が連たんしている区域に近接し、市街地化が見込まれる第２種農地で、許可基準は「集落接続」を適用しています。

１０番は、寺の進入路及び駐車場で整地済みであります。高台にある寺であり、従来は階段を使って本堂に上がっていただいていたが、本堂の前まで車で乗り入れできるようにと進入路及び駐車場をすでに整地されていたものであり、今回是正するものです。申請書には始末書の添付もございます。申請地は、１０ヘクタールに満たない農地の集団に属する農地で第２種農地となり、許可基準は、「代替可能性なし」を適用しております。

１１番は、一般住宅を建築する計画であります。実家との相互扶助のため、実家に近い場所で、付近に小学校、スーパー等が整備されている申請地を選定したものであります。申請地は、都市計画区域の用途区域内にある農地で第３種農地となり、「原則許可」案件となります。

１２番は、会社敷地の拡張で整地済みであります。自己所有地の管理のため敷地を測量したところ、会社敷地の一部として利用していることが判明したため今回是正するものです。申請書には始末書の添付もございます。申請地は、１０ヘクタール以上の農地の集団規模に属する農地で特に良好な営農条件を備えておりま

す第１種農地で、許可の基準は「既存地拡張」を適用しております。

１３番は、一般住宅を建築する計画であります。実家との相互扶助のため、可能な限り実家に近い申請地を選定したものであります。申請地より半径５００ｍの範囲の中に保育所、中学校があり、接道する道路には上下水道管が敷設されていることから、農地種別は第３種農地となり、「原則許可」案件となります。

１４番は、病院の従業員用駐車場として貸駐車場を整備するものです。隣接する既存敷地についても申請者が病院に貸与しているものです。現在、不足する駐車場を縦列駐車などして対応しておりますが、事故等の危険性があること、また病院の事業が順調に推移し、従業員を増員することによる駐車場不足を解消するため計画されたものです。申請地は、１０ヘクタール以上の農地の集団規模に属する農地で特に良好な営農条件を備えております第１種農地で、許可の基準は「既存地拡張」を適用しております。

１５番は、一般住宅を建築する計画であります。現在の生活環境をあまり変えず、近くにショッピングセンター等が整備されている利便性の良い申請地を選定したものであります。申請地は、１０ヘクタールに満たない農地の集団に属する農地で、住宅が連たんしている区域に近接し、市街地化が見込まれる第２種農地で、許可基準は「集落接続」を適用しています。

１６番は、一般住宅を建築する計画であります。現在の生活環境をあまり変えず、近くにショッピングセンター等が整備されている利便性の良い申請地を選定したものであります。申請地は、１０ヘクタールに満たない農地の集団に属する農地で、住宅が連たんしている区域に近接し、市街地化が見込まれる第２種農地で、許可基準は「集落接続」を適用しています。

１７番は、一般住宅を建築する計画であります。近くにショッピングセンター等の生活環境が整備されている利便性の良い申請地を選定したものであります。申請地は、１０ヘクタールに満たない農地の集団に属する農地で、住宅が連たんしている区域に近接し、市街地化が見込まれる第２種農地で、許可基準は「集落接続」を適用しています。

１８番は、一般住宅を建築する計画であります。近くにショッピングセンター等の生活環境が整備されている利便性の良い申請地を選定したものであります。なお、現在の住宅は売却されるものです。申請地は、１０ヘクタールに満たない農地の集団に属する農地で、住宅が連たんしている区域に近接し、市街地化が見込まれる第２種農地で、許可基準は「集落接続」を適用しています。

１９番は、一般住宅を建築する計画です。実家の農業を続けるため、また実家との相互扶助のため、実家向かいで申請地を選定したものであります。申請地は、１０ヘクタールに満たない農地の集団に属する農地で第２種農地となり、許可基準は、「代替可能性なし」を適用しております。

以上でございます。

会　　　長　　現地確認について、報告をお願いします。

（各担当委員から問題ない旨の報告あり）

会　　　長　　それでは、ただ今、説明及び報告がありました許可申請について、ご意見、ご質問等があれば承りたいと思います。

会　　　長　　特にご意見、ご質問等がないようですので、許可相当とすることにご異議ありませんか。

（異議なしとの発言あり）

会　　　長　　異議なしとのことでありますので、議案第２号農地法第４条第１項及び第５条第１項の規定による許可申請については、全件、許可相当と意見を付して、市長へ送付することといたします。

会　　　長　　続きまして、議案第３号農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定による農用地利用集積計画の決定について、事務局から説明をお願いします。なお、１５ページの３番は●●委員に関する事項、２０ページの５１番は○○委員に関する事項、２３ページ８０番は■■委員が役員を務める法人に関する事項、２８ページの１２４番、１２５番は□□委員が代表を務める法人に関する事項、２９ページ１２８番、１２９番は▲▲委員が役員を務める法人に関する事項でありますので、農業委員会等に関する法律第３１条第１項により、議事参与の制限を受けます。

事　務　局　　議案第３号農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定による農用地利用集積計画の決定についてご説明いたします。 議案書のページは、１３ページから３０ページです。

今回は１３１件の貸し手から申し出があり、契約期間は、１～２年が８件、３～５年が２７件、６～９年が８件、１０年が８８件です。設定面積は、７６１，７３１.０１㎡です。

１５ページ１番から１８ページ３２番までは、農地中間管理機構を通すものであります。１８ページ３３番から３０ページ１３０番が相対であります。

また、今回は利用権の移転が３件あります。移転とは、利用権設定当初の契約期間や小作料等の契約内容は変更せず、借り手のみを変更するものです。

移転分は２９ページの１２８番から３０ページの１３０番までです。

３０ページ１３０番の相対移転は、後継者である息子に農業経営を移譲するためです。

今月は新規農家が３件あります

２９ページの１２６番は、農家である貸し手から３年間の営農指導を受け、このたび新規農家として独立するものです。作物は、水稲、そば、小麦の耕作を行うものであります。

続いて、１２７番は、実家の農業を引き継ぐため、長男である貸し手が後継者となり、農業参入するものです。

作物は、水稲の耕作を行うものであります。

１２８番から３０ページ１２９番は、個人農家が令和２年３月に法人化し、今回初めて約２．４ｈａを設定するものです。

また、今回設定する農地については個人農家が法人を立ち上げる前に借りていた農地を法人に移転します。

栽培作物は水稲、ねぎ、玉ねぎで、販売先は△△農協を予定としております。

以上、農用地利用集積計画の案件につきましては、農業経営基盤強化促進法 第１８条第３項に掲げる、基本構想との整合性、すべての農用地の効率的利用、常時従事などの各要件を満たしています。

以上でございます。

会　　長　　それでは、ただ今、説明がありました農用地利用集積計画について、３番、５１番、８０番、１２４番、１２５番、１２８番、１２９番を除き、ご意見、ご質問等があれば承りたいと思います。

会　　長　　特にご意見、ご質問等がないようですので、この農用地利用集積計画について、ご異議ありませんか。

（異議なしとの発言あり）

会　　長　　異議なしとのことでありますので、３番、５１番、８０番、１

２４番、１２５番、１２８番、１２９番を除き、異議については、ないものといたします。
　続きまして、３番について、審議いたしますので、●●委員は退室をお願いします。

＜●●委員退室＞

会　　　長　　それでは、３番について、ご意見、ご質問等があれば承りたいと思います。

会　　　長　　特にご意見、ご質問等がないようですので、この農用地利用集積計画について、ご異議ありませんか。

（異議なしとの発言あり）

会　　　長　　異議なしとのことでありますので、３番について、異議はないものといたします。

　●●委員は入室をお願いします。

＜●●委員入室＞

会　　　長　　続きまして、５１番について、審議いたしますので、○○委員は退室をお願いします。

＜○○委員退室＞

会　　　長　　それでは、５１番について、ご意見、ご質問等があれば承りたいと思います。

会　　　長　　特にご意見、ご質問等がないようですので、この農用地利用集積計画について、ご異議ありませんか。

（異議なしとの発言あり）

会　　　長　　異議なしとのことでありますので、５１番について、異議はないものといたします。

　○○委員は入室をお願いします。

＜○○委員入室＞

会　　長　　続きまして、８０番について、審議いたしますので、■■委員は退室をお願いします。

＜■■委員退室＞

会　　長　　それでは、８０番について、ご意見、ご質問等があれば承りたいと思います。

会　　長　　特にご意見、ご質問等がないようですので、この農用地利用集積計画について、ご異議ありませんか。

（異議なしとの発言あり）

会　　長　　異議なしとのことでありますので、８０番について、異議はないものといたします。

■■委員は入室をお願いします。

＜■■委員入室＞

会　　長　　続きまして、１２４番、１２５番について、審議いたしますので、□□委員は退室をお願いします。

＜□□委員退室＞

会　　長　　それでは、１２４番、１２５番について、ご意見、ご質問等があれば承りたいと思います。

会　　長　　特にご意見、ご質問等がないようですので、この農用地利用集積計画について、ご異議ありませんか。

（異議なしとの発言あり）

会　　長　　異議なしとのことでありますので、１２４番、１２５番について、異議はないものといたします。

　□□委員は入室をお願いします。

＜□□委員入室＞

会　　　長　　続きまして、１２８番、１２９番について、審議いたしますので、▲▲委員は退室をお願いします。

＜▲▲委員退室＞

会　　　長　　それでは、１２８番、１２９番について、ご意見、ご質問等があれば承りたいと思います。

会　　　長　　特にご意見、ご質問等がないようですので、この農用地利用集積計画について、ご異議ありませんか。

（異議なしとの発言あり）

会　　　長　　異議なしとのことでありますので、１２８番、１２９番について、異議はないものといたします。

　▲▲委員は入室をお願いします。

＜▲▲委員入室＞

会　　　長　　改めまして、議案第３号農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定による農用地利用集積計画について、ご異議なしと認め、原案通り決定いたします。

会　　　長　　続きまして、議案第４号非農地証明書の交付について、事務局から説明をお願いします。

事　務　局　　議案第４号非農地証明書の交付についてご説明いたします。 議案書のページは、３１ページから３３ページです。

　いずれの案件も、耕作されなくなってから相当年数が経過しており、山林化していることから、農地として復元し、利用することは困難であると現地を確認してまいりました。

会　　　長　　それでは、ただ今、説明がありました非農地証明書の交付について、ご意見、ご質問等があれば承りたいと思います。

会　　　長　　特にご意見、ご質問等がないようですので、非農地証明書の交付について、ご異議ありませんか。

（異議なしとの発言あり）

会　　　長　　異議なしとのことでありますので、非農地証明書の交付について、ご異議なしと認め、交付することといたします。

会　　　長　　続きまして、報告事項に入ります。

報告事項第１号　農地法第３条の３第１項の規定による受理について

報告事項第２号　農地法第４条第１項第８号及び第５条第１項第７号の規定による受理について

報告事項第３号　農地法第１８条第６項の規定による通知について

報告事項第４号　農地法第５条第１項の規定による許可申請の取下げについて

報告事項第５号　農地利用状況調査の結果及び遊休農地について

事務局から一括して説明をお願いいたします。

事　務　局　　報告事項第１号農地法第３条の３第１項の規定による受理について、ご報告します。議案書は３４ページから３７ページです。

今回の受理件数は１８件で、すべて相続により所有権を取得したものであります。農業委員会へのあっせんの希望は、ありませんでした。

報告事項第２号農地法第４条第１項第８号及び第５条第１項第７号の規定による受理について、ご報告いたします。

議案書のページは３８ページから４８ページまでです。

今回の受理件数は、４条が５件、５条が２０件、合わせて２５件、面積は合わせて２０，５１３．３３㎡となっております。

内容、転用目的についてはご覧のとおりです。

一部内容についてご説明いたします。

４３ページ７番については、受理通知日が空欄となっておりますが、事業面積が１０００㎡以上の分譲宅地の造成であるため、都市計画法の規定による開発許可が必要であり、開発許可日と同日で受理いたします。

報告事項第３号農地法第１８条第６項の規定による賃貸借の合意解約について、ご報告いたします。議案書は、４９ページから５２ページです。

解約件数は１３件で、解約面積は５１，０６４.００㎡です。今回の解約に関連する議案及び解約理由は、備考欄記載のとおりです。

報告事項第４号農地法第５条第１項の規定による許可申請の取下げについてご報告いたします。議案書のページは５３ページです。

１番は、先月の総会で議決をとり「許可相当」と意見を附して市長に送付した案件であります。許可担当部局では建築基準法の許可と同時で転用許可とするため保留としておりましたが、建築基準法の規定による許可についての同意を隣接土地の所有者から得ることができなかったため取下げたものです。

２番は、土地の利用計画に変更が生じたため、一旦取下げたものです。確定後に改めて申請される予定です。

３番は、譲受人を変更するため、一旦取下げ、改めて申請される予定です。

報告事項第５号農地利用状況調査の結果及び遊休農地についてご報告いたします。議案書のページは５４ページです。別紙資料も併せてご覧ください。

昨年６月６日に研修会を開催した翌日から、９月末日までを調査期間として調査を実施したところであります。

調査対象農地は、富山地域分８，０７４ヘクタール、上婦負地域分７，８９３ヘクタール、合計１５，９６７ヘクタールでございます。調査内容としたしましては、別紙１.（１）④に記載されております５項目を重点に調査しております。

調査の結果、来年度に再度調査が必要であると判断した、指導対象農地は市全体で４５１，２０４㎡、昨年度より１５６，８０７㎡増となっております。

なお、指導対象農地全てに対し、利用意向調査を実施いたしました。調査結果につきましては、現在集計中であり、年次総会にてご報告する予定としております。

農業委員及び農地利用最適化推進委員の皆様には、今後もパトロールを通じ、指導対象農地のみならず、担当地域の農地の状況を確認していただくとともに、関係機関と連携を図り、遊休状態とならないよう働きかけていただきたいと存じます。よろしくお願いいたします。

以上でございます。

会　　長　　ただ今、説明がありました報告事項について、ご意見、ご質問

等がありましたら承りたいと思います。

特に何もないようですので、これをもちまして、令和２年度第１回富山市農業委員会月次総会を終わらせていただきます。
その他事務局より、連絡事項があればお願いします。

それでは本日の総会はこれにて終了とさせていただきます。本日は、ありがとうございました。